

香川高等専門学校ホームページの管理運用に関する規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校総務・広報室（以下「総務・広報室」という。）規程第 3 条第 2 号の規定に基づき、総務・広報室が業務する「ホームページの運営に関する事」について、適正かつ円滑な管理及び運用を図り、もって香川高等専門学校（以下「本校」という。）の広報活動及び教育研究活動の推進に資することを目的とする。

(管理及び運用)

第 2 条 本校ホームページの項目内容の管理を行うため、各項目に管理者を置き、総務・広報室の室長は、管理者を統括する。

- 2 本校ホームページの項目内容の制作及び運用を行うため、担当部署を置く。ただし、公開した情報の内容については当該担当部署の管理者が責任を負うものとする。
- 3 管理者及び担当部署は、別に定める。

(公開内容)

第 3 条 本校ホームページにおいて公開できる情報は、次のとおりとする。

- 一 本校の組織・構成の概要等に関する情報
- 二 本校の教育・研究活動に関する情報
- 三 本校の学生の学習・研究活動、課外活動等に関する情報
- 四 本校に入学を志願する者に対する情報
- 五 本校の学生の就職・進学に関する情報
- 六 その他、総務・広報室が必要と認めた情報

(公開内容の制限)

第 4 条 本校ホームページにおいて公開できない情報は、次のとおりとする。

- 一 本校の目的や活動に関連しない、商用目的、営利目的に繋がる情報
- 二 公序良俗、法令及び本校の規程に反する情報
- 三 著作権等を侵害する恐れのある情報
- 四 本校の品位を損ない、又は不利益となる情報
- 五 個人、団体、組織を中傷したり、不利益を与えると判断される情報
- 六 政治活動あるいは宗教活動に関する情報
- 七 個人情報にかかわる情報（ただし、本人の了解を得ている情報は除く）

八 その他、不相当と認められる情報

2 総務・広報室は、前項に該当する違反が認められた場合、当該管理者に対し改善勧告を行う。ただし、改善勧告によっても内容が改善されない場合は、総務・広報室が当該情報の掲載を停止することができる。

(本校ホームページからのリンク)

第5条 本校ホームページからの外部のサーバへのリンクを希望するときは、当該ホームページを管理する組織・体制を明確にし、総務・広報室長の許可を受けなければならない。

2 リンクしたページに前条第1項に該当する違反が認められた場合は、当該ホームページの管理責任者に対し、情報の掲載の中止又は情報内容の修正を求めるものとする。ただし、緊急を要する場合は、直ちに当該ホームページのリンクを解除し、情報の公開を中止した後、管理責任者に通知するものとする。

(著作権)

第6条 ホームページの著作権は、原則として本校に帰属する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、ホームページの管理及び運用に関し必要な事項は、総務・広報室が別に定める。

(事務)

第8条 ホームページの管理及び運用に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月3日から施行する。